

福知山市起業家支援事業補助金

福知山市内で新たに起業・創業される方、創業されて1年未満の方を対象に創業に係る費用の一部を補助金として交付します。

補助対象者

次の全てに該当する方

- (1) 福知山市内で新たに起業・創業を行う者又は起業・創業を実施後1年未満の者
- (2) 日本政策金融公庫、京都信用保証協会、福知山商工会議所、福知山市商工会又は市内金融機関いずれかの推薦を受けている者
- (3) 他の法人、団体等の代表及び役員の職にない者
- (4) 過去において、創業に係る補助金の交付を受けたことがない者
- (5) 市税の滞納がない者
- (6) 福知山市起業おうえん助成金の交付決定を受けている者又は見込みの者(第二創業に係る者は、この限りでない)

補助対象事業

福知山市内において実施する創業活動または第二創業活動を対象

※ただし、以下に該当する事業者は対象外です。

1. 既に他の者が営んでいた事業を継承して行う事業
2. フランチャイズチェーン等の画一的な事業
3. 本補助金と同趣旨のほかの補助金をうけて行われる事業

ソフト事業(補助率 2分の1以内/上限20万円)

項目	内容
報償費	経営の専門家の謝金(補助対象者の構成員に対するものは、除く。)
印刷製本費	ポスター、チラシ等の作成経費
通信運搬費	創業活動等の連絡に要する郵送料等(電話代は、除く。)
委託料	専門知識や技術を要する業務を外部委託した費用
その他特に必要と認めるもの	

ハード事業(補助率 4分の1以内/上限50万円)

項目	内容
工事請負費	創業活動等に要する施設整備費
備品購入費	創業活動等に要する備品の購入経費(車両及び消耗品購入経費は除く。)
その他特に必要と認めるもの	

交付申請書類について

必要書類	内容
申請書	※創業支援事業者の推薦欄に団体名・代表者名・押印があること
必要な添付書類一式	①事業実施計画書 ②事業収支予算書 ③見積書及び設計書または仕様書の写し ④施行位置図 ⑤現況写真 ⑥市税の滞納のないことの証明書(納税証明書) ⑦福知山市起業おうえん助成金の交付決定通知書の写し (第二創業に係る者は、この限りではない。) ※申請時点で交付決定通知を受けていないものは、受付通知の写し ⑧第二創業に係る者については、次のいずれかに該当する書類 ・法人にあつては、履歴事項全部証明書 ・個人にあつては、先代の廃業届及び後継者の開業届 ⑨その他市長が必要と認めるもの

【申請後の流れ】

①交付(不交付)決定通知(市→起業者)

申請内容を審査の上、その結果を福知山市起業家支援事業補助金交付(不交付)決定通知書によりお知らせします。

②事業実施(起業者)

交付の決定を受けた方は、事業を実施してください。

③実績報告

事業を実施した者は、交付決定日から2か月を経過する日又は当該交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに所定の実績報告書に必要な添付書類を添えて提出してください。

【実績報告書の添付資料】

事業収支決算書(様式第7号) / 開業届の写し及び事業の完了を確認できる写真等/ 事業の契約書及び支出状況を確認できる領収書等の写し

④補助金額確定通知(市→起業者)

その後、福知山市にてその内容を審査の上、補助金額を確定し、その旨お知らせします。

⑤補助金の請求(起業者→市)

所定の様式で補助金を請求してください。

- ◆ 補助対象経費は原則振込み扱いされたものに限りませ
- ◆ 交付決定通知前に実施、着手された事業は対象となりませ
- 事業期間は令和6年4月10日から令和7年3月31日までとなります**
(事業期間とは申請書提出日から実績報告書提出日までとなります)
- ◆ 本事業は予算がなくなり次第、終了いたします
- ◆ 補助金申請後の審査により、ご期待に添えない場合があります
- ◆ ハード事業補助を受けるには福知山市が発行する「認定特定創業支援事業を受けたことの証明書」が必要です

注意事項

(必ずお読みください)

※認定特定創業支援事業を受けたことの証明書とは

福知山市内で、創業支援事業者から創業支援を受けた場合に、福知山市が発行する証明書です。この証明書を受けるには次のいずれかに該当する必要があります。

- ・福知山商工会議所、福知山市商工会、京都信用保証協会のいずれかに延べ4回以上かつ1ヶ月以上の期間において、指導助言を受けた者
- ・福知山商工会議所、福知山市商工会が実施する創業スクールを受講した者

お問合せ先

福知山市産業政策部 産業観光課 産業振興係
 福知山市字内記13番地の1
 (Tel) 0773-24-7075
 (Fax) 0773-23-6537